



きれいな水 豊かな農業

～ 下流域だより ～ Vol.19



柿原取水口：阿波市吉野町柿原



Topics



- ・ 国営幹線水路からの水利用
～接続水路について～
- ・ 農政局で地元との意見交換会
- ・ 直営施工で環境整備

など



旧吉野川：上板町（第十樋門から）



南部幹線水路1号水位流量調整施設：上板町佐藤塚

☆柿原取水口工事の状況

国営幹線水路の柿原取水口は構造本体が完成し、現在吉野川の護岸整備等の工事を行っています。

今後、取水ゲート及び操作機械などを据え付け、管理用の上屋を建設すると柿原取水口は完成します。予算状況など不確かな部分もありますが平成23年度中には柿原取水口の姿を皆さんにお見せできる予定です。





国営幹線水路からの水の利用

～ 接続水路について～



分水口

国営幹線水路から各地の既存水利施設（各地区の水路・パイプライン等）への配水は、幹線水路に地区単位で設置される“分水口”から行われます。各地区がこれまで利用してきた水源（既存水源）をこの分水口に切り替えることは国営幹線水路からの水利用には必要不可欠です。

これまでこの水源切り替えの方法としては、県営事業等の関連事業の実施、もしくは国営幹線水路が既存水源付近を通過した場合のつなぎ込みしかありませんでした。

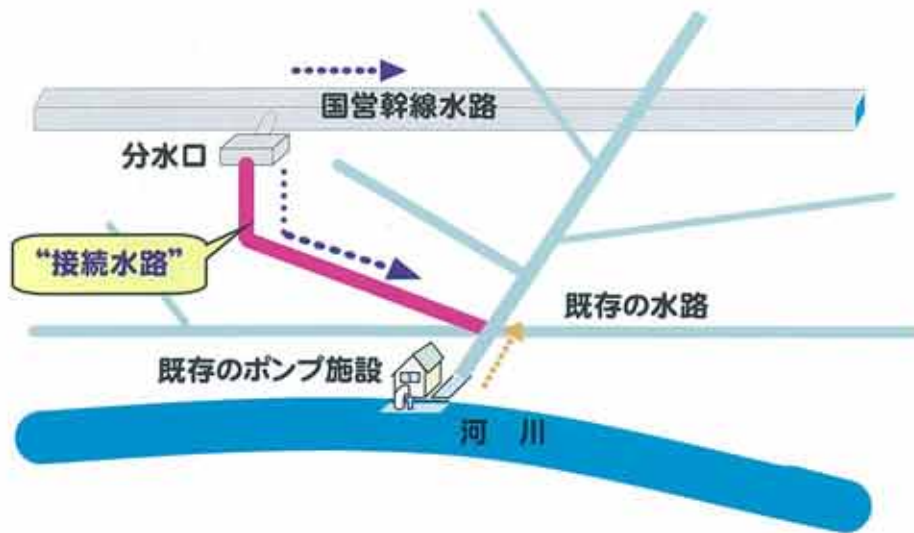
しかしこの度、国営幹線水路からの配水範囲の早期拡大を目的として分水口と既存の水利施設をつなぐ“接続水路”を国営事業で工事を実施することが可能になりました。

接続水路工事の対象は、分水口と既存水利施設の接続部分のみですが、その工事費は関係農家の皆さんに負担はありません。

※各農地までのパイプライン整備は、従来通り県営事業等の関連事業の実施が必要です。

接続水路のイメージ

- ◎ 国営幹線水路の分水口から既存水源の施設付近までをつなぐ水路を国営事業で整備
- ◎ 幹線水路からの水に切り替え後、ポンプ等の既存水源施設は国営事業で撤去



接続水路工事を実施するためには以下の条件が必要となります。

- ★接続水路施設は地元で維持管理することになります（施設を土地改良区に譲与します）。
- ★国営幹線水路の維持管理として吉野川下流域土地改良区に維持管理費（賦課金）を納付していただきます。
- ★接続水路からの取水開始に併せ、既存水源からの取水施設は国営事業で撤去させていただきます。

※接続工事の完了後、接続水路施設を地元組織に譲与することになりますが法律上、土地改良区以外には譲与ができないため、水利組合等の任意団体の場合は事前に譲与先の検討が必要になります。

現在、接続水路施設の工事实施に向け手続きを進めているところです。今後、徳島県、関係市町と連携しつつ、接続水路工事の対象となる土地改良区や水利組合等と調整を進め、調整が整った地区から詳細な設計や工事の実施に取り組んでいきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

◎ 接続水路に関するお問合せ先： 四国東部農地防災事務所 調査設計課 用地調整官



～ 新しい“水”の使い方について～

国営幹線水路を通して配水される“新しい水”は、幹線水路の分水口と各地区の水利施設に接続できたところから順次配水を開始する予定です。各分水口は対象となる農地へ時期に応じて設定した必要水量を配水するように計画されていますが“新しい水の使い方”は、各々地区の事情に合わせ既存水利施設への接続の方法を含め検討する必要があります。関連事業及び接続工事(左頁参照)を進めるためにも地区の皆さんで話し合い、新しい水の使い方について意志統一をしていただくことが最も重要になります。

例えばこのような課題が考えられます。

① 水利用グループの変化

1つの分水口掛かりに複数の土地改良区や水利組合がある場合、水利用ルールの検討が必要です。



② 水の利用形態の変化

同じ分水口掛かりでも営農作物は様々で水が必要な時期が違います。国営事業により冬場の水利用も可能になります。

③ 地区内施設の整備

地区によって現在使用している施設の状態が異なり老朽化等が問題になっている施設もあります。水利用の転換を機に補修や更新も考えられます。



☆吉野川下流域農業用排水対策推進協議会と意見交換

平成23年2月4日、“吉野川下流域農業用排水対策推進協議会(※)”の呼びかけで下流域事業に関する意見交換が岡山市の中国四国農政局において行われました。本会には、泉理彦会長(鳴門市長)を筆頭に推進協議会役員4名、徳島県農村農地政策局農業基盤整備課および関係市町の担当者の方にお越しいただきました。



推進協議会から下記の3点について重点的にご意見をいただいた後、事業に関する様々な事項について意見交換をさせていただきました。中国四国農政局および四国東部事務所では地元からいただいた貴重なご意見を活かし今後更なる事業の円滑な推進と早期の効果発現に努めていきたいと考えております。

= 推進協議会からのご意見【要旨】 =

- ◇事業効果の早期発現： 事業実施中からの水利用範囲の順次拡大
- ◇施設管理体制の整備： 施設管理体制構築に対する支援・維持管理費軽減
- ◇地方負担の軽減： 国営事業の負担金に関する地方公共団体の負担軽減

※吉野川下流域農業用排水対策推進協議会

吉野川下流域の農業開発を促進するために必要な事業計画・促進について関係者の結集を図り、関係機関に対して促進運動を行うことを目的とした組織で関係市町・土地改良区・水利組合によって組織されています。

☆吉野川下流域土地改良区“通常総代会”で事業実施状況を説明



平成23年3月9日、板野町民ふれあいプラザにて国営幹線水路の予定管理者である“吉野川下流域土地改良区”の「平成22年度通常総代会」に出席させていただき、現在の国営事業の進捗状況および今後の工事の予定などについて説明させていただきました。

◎ 鳴門市

暫定取水施設周辺の環境整備を直営施工で実施



Before : 作業前・作業中

平成 22 年 12 月 4 日、鳴門市大麻町松村の国営施設、第二大谷川暫定取水施設から北部幹線水路4号水位流量調整施設の環境整備(除草・清掃作業)を鳴門市大津西部地区水利組合の役員さんにより直営施工で実施していただきました。直営施工とは、農家・地域住民等の自発的、積極的参加により国営施設の良好な維持管理を実施する取り組みです。

今回作業を実施した場所は、第二大谷川の堤防敷で普段から非常にゴミの不法投棄が多く、国営施設の管理面・景観面から良くない状況となっています。作業をしていただいた大津西部地区水利組合の関係地は作業場所と離れていますが水利組合の主要農作物であるレンコンの栽培に重要な水が現在この場所より供給されていることから今回、積極的に参加いただきました。

作業完了後は見違える程きれいになりました。しかし残念なことにその後もゴミの不法投棄は続いています…。今後、ここだけではなく環境整備の観点から地域の方と協力し、直営施工も活用し関連施設の環境整備を地道に実施していきたいと考えております。



After : 作業後



◎ 徳島市

川内町民文化祭で国営事業をPR！



平成 22 年 11 月 6・7 日の2日間、徳島市川内町の町民会館・JA徳島市川内支所で開催された町民文化祭にて、国営事業のPRを行いました。川内土地改良区さんのブースの一部をお借りして事業説明パネルを展示し、パンフレットを配布しました。

ブースに足を止めていただいた方には担当職員から事業の概要説明をさせていただき、質問をいただくなど、国営事業のPRとして大変良い機会となりました。



編集後記

去る 2 月 14 日、徳島県下全域で約 5 年ぶりの大雪が降りました。当地区ではあまり見られない光景かと思ひ、その時の写真を少し時期はずれですが掲載しました。

本号では国営幹線からの早期水利用に向けた取り組み“接続水路”についてご紹介しました。この説明では不足している部分もあると思いますが各地区に順次説明する機会を設けたいと考えておりますのでその時にはご協力よろしくお願いします。(平成 23 年 3 月 9 日)



○ 本紙に関するお問い合わせ先：


中国四国農政局四国東部農地防災事務所：板野郡板野町川端字庄境 2-1

電話 088-(672)-5252

吉野川下流域土地改良区

：鳴門市大麻町萩原字アコメン 3-1

電話 088-(683)-5811

(愛称：  水土里ネット吉野川下流域)